

第六十一回 参議院社会労働委員会會議録第三十二号

昭和四十四年七月十五日(火曜日)

午後四時三十分開会

委員の異動

七月十一日

辞任

高田 浩運君

山崎 五郎君

七月十四日

辞任

今 春曉君

栗原 祐幸君

補欠選任

今 春曉君

栗原 祐幸君

補欠選任

高田 浩運君

山崎 五郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

吉田忠三郎君

上原 正吉君

鹿島 俊雄君

大橋 和孝君

上林繁次郎君

黒木 利克君

塩見 俊二君

高田 浩運君

中山 太郎君

矢野 登君

山崎 五郎君

山下 春江君

横山 フク君

阿具根 登君

上田 哲君

小野 明君

藤原 道子君

中沢伊登子君

国務大臣

厚生 大臣

政府委員

厚生大臣官房長

厚生省医務局長

厚生省児童家庭局長

事務局側

常任委員会専門員

中 原 武夫君

戸澤 政方君

松尾 正雄君

渥美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

澤 美 節夫君

本日の会議に付した案件
○児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉田忠三郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。御質疑のある方の発言を求めます。

○藤原道子君 私は、児童扶養手当法案等について御質問したいと思います。あまり時間が経過して、きょうは流れるんじゃないかと、こう思っておったので、あまり質問する元氣もないんですけれども、せっかく委員長が御苦勞なさり、理事間でも長い間の御苦勞があったことでもございまして、委員会の決定に従いまして質問させていただきます。

まず、基本的な問題についてお伺いしたいと思います。児童の権利宣言が国際連合第十四回総会で採択されてから、ことしで十周年を迎えます。また、わが国の児童福祉法が施行されて二十有余年になっております。その間に児童福祉の進展は若干はございます。しかしながら、振り返ってみますと、要保護児童や、心身障害児対策については、それらが重点に置かれて若干の進展はあつ

たとはいろいろものの、一般の児童の健全育成対策については、非常に力が注がれていないと言つても過言ではないと思ふんです。このことは、昭和四十四年度の児童家庭局の予算に対する児童の健全育成対策費が、わずかに〇・四九%であることを見ても明らかだと思ひます。

そこで、第一にお伺いしたいことは、今後児童福祉行政にどういふ方針で臨まれるのかという点について、まず局長と大臣にひとつお伺いしたいと思ふんです。問題は、いま、非常に児童は危機的段階に置かれておるといふような児童白書も出てくるくらいでありまして、児童の周辺にはいろいろ問題が山積しておる。また、渥美局長もいろいろ発表しておいでになる。したがって、今後の児童福祉行政に対しての基本的な考えをお聞かせ願いたい、こう思ひます。まず、大臣から先に。

○国務大臣(斎藤昇君) 児童の健全育成は、先ほどお述べになられました児童権利宣言の中にもうたわれているところでございまして。わが国といたしましては、その精神にのっとりまして、完全を期していかなければならぬと、かように思つてゐるわけでありまして。

児童の健全育成につきましては、なかなか今日の社会情勢にかんがみまして、なすべきことが非常に多いと思ひます。厚生省の担当をいたしております狭い意味の福祉行政という点からはもちろんでございますが、その他一般の社会環境の保全といふことも肝要でありまして同時に、教育その他全般にわたつていましてございまして。しかしながら、厚生省の担当をいたしております分野といたしましては、まず、児童を健全に育成のできるように、ある意味におきましては、所得の保障といひますか、そういう点が今日まで欠けておつたわけでございますので、今後、いままでもやつてまいりました行政を強化いたしまして、児童を育

成をするについての各家庭の負担というものを軽減をいたしますと同時に、児童の健全育成は、国あるいは地域社会、あるいはまた、国民全般の責任でもあるという考え方を強化いたしてまいりますとともに、これに即応するような制度を樹立をいたしてまいりたいと、かように考えております。

○政府委員(渥美節夫君) 児童福祉の課題といふものは、たくさんあると思ひます。お話しにございましたように、問題のある子供たちに対する対策、たとえば養護児童対策でありますとか、教護対策でありますとか、保育所対策でありますとか、心身障害児の対策、こういふように、問題のある子供に対する対策を拡充してまいりますというところが一つの課題であると思ひます。同時に、そういうふうな問題の起こる根源であります家庭に対しまして対策、これが第二の問題であらう、かように思ひます。しかも、子供に対する対策といふのは、将来子供がわが国の繁栄をなすべく育てるのであるといふふうな、長期的な観点に立つての児童対策が必要であると思ひます。特に、最近におきましてのいろいろな人口構造の変化といふことも考えた場合におきましては、その子供たちの資質の向上とか、能力の開発の問題でありますとか、こういう点を見のがすわけにいかないと思ひます。その意味におきましては、母子保健の対策の問題、これと同時に、身体障害児の発生予防の問題、こういうことも必要であらうと思ひます。したがって、そのような現実的な、今日の課題、それから長期的な課題を解決するためには、児童福祉全体につきまして、いろいろな点で反省を行ない、さらに、いろいろな知識を導入いたしまして、すべての方々の、あるいはすべての技術、学問といふものの協力によりまして進んでいかなければいけない、かように考えております。ことしは、先生もお話しのように、ちょうど児童権利宣言が国連で採択されましたから十周年

でございます。児童福祉法が施行になりました十一一年でございますので、そういった姿勢で取り組んでまいらなければならない、かように思っております。

〔委員長退席、理事大橋和孝君着席〕

○藤原道子君 児童問題は、非常に大事でございます。それこそ次代をなす国の子であることは、いまさら言うまでもないので、人口構造の変化とか、いろいろな問題がある上に、最近の労働力の不足などによって働く婦人が非常にふえております。渥美さんがお書きになりました中にも、三十九年にやりました要保児童の調査では、保育に欠ける子供が百二十一万、ところが四十二年に行いましたところによりますと百四十八万。実に二十七万人からの増加があらわれておるわけでありました。これら保育に欠ける子供に対して、今後どういう方針があるのか、あるいはどれだけの対策をいま持つておいでになるのか、これをまずお伺いしたい。

○政府委員（逓送節夫君） 昭和三十九年にやりました要保児童の調査の結果は、お話しのように、百二十一万の要保児童があるということでございますが、昭和四十二年に行いました時点におきましては、さらに、二十七万人も要保児童がふえているというデータを持っておりまして、したがって、私もさういいたしましては、ともかく量的にまず保育所を確保したい、ふやしたいということで、毎年、国庫補助等によりまして、五百カ所の保育所をつくる、さらに、融資その他民間の資金によりまして、二百五十カ所以上の保育所をつくるというふうなことで、保育所の量的な確保というのにつとめてまいりましたし、このような計画を年次の間に進めてまいりたいと思っております。

同時に、保育所の問題につきましましては、都市化あるいは核家族化という社会的な、経済的ないろいろな要請によりまして、都会あるいは都会の周辺におきまして保育所の整備というものが必要でございますし、その必要性は小さな子供に対する、正

式にいえば、三歳児あるいは三歳未満児、あるいは乳児というふうな小さな子供たちに対する保育の要請というものが高まってきたことは当然でございますので、昨年度より、都会あるいは都会の周辺の地区におきましては、定員が三十名の、いわゆる小規模保育所というものの制度を起したところがございます。また、本年度よりは零歳児保育というものに踏み切ったところでございます。これら、いずれも質的な保育の要請に応じるための施策でございます。こういった点につきましましては、さらに進めてこの施策は拡充していかねばならない。つまり、質、量ともに社会のニーズに合うような、これらの社会経済に伴いますところの保育対策を実情に即して進めてまいりたいと、かように思っておりますのでござい

ます。○藤原道子君 保育所を増設したいということ、いろいろ御発表になりましたが、現実におきまして、国の補助率が非常に低いんですね、実際のことです。地元では、土地の購入、建築費、そういうものに対しては、非常に苦しんでいるということをおわかりでございます。また、大臣におかれましては、これはたびたび当委員会でも問題になるんですが、二分の一の補助だとか、やれ十分の八の補助だとかいうことになっておりますが、それもずっと古い当時の単価がそのままだとわかっておる。したがって、地元でやるときは、これら補助に対して、これは保育所だけじやございません。ほかの施設にも同じことが言えるわけでございますが、これら単価の基準、これらに対して、この際思い切ってお変えになるような御意思がございまして、よろうか。その点大臣から御答弁願います。

○政府委員（逓送節夫君） 予算の実施の問題もございまして、私から先にお答えさせていただきます。

もうかねてから保育所の整備費に対する補助金の額が非常に現実的でないという御指摘は承つて

おります。私もさういいたしても、その点につきましましては、毎年の予算の実施につきまして腐心をしていこうとございまして、昭和四十二年度におきましては、大型の保育所につきまして七十万円の補助金でありましたものを、昭和四十三年度には百万円に増額いたしました。さらに、本年度におきましては、大型のものにつきましましては、補助額が百万円のものにつきましまして五割増しの百五十万円に増額して、実施をいたすことにいたしました。もちろん百五十万円という補助額自体につきましても、不十分であるというところは意識しておるわけでございますが、しかしながら、その保育所増設の要請という別の面もございまして、まあ五割増しの百五十万円、これは私どもといたしましては、相当大幅な増額ではござい

ました。今後とも、この点につきましましては努力してまいりたいと、かように思っています。

○藤原道子君 七十万円が百万円、それにまた五割増しと、こう言われますけれども、一つの保育所をつくるのに三千万円ぐらいかかるのです。地方へ行つて調べましたらそういうこととござい

ます。今後は、やりたくてもやれない。こういう現実があることを大臣もしかとお考え願いたいと思ひます。

といたしましては、児童扶養手当なり、特別児童扶養手当として、今日その必要性を認めているわけでありまして、その必要性を児童手当制度によつてなくしてしまふというところはあり得ないと、かように考えております。児童手当制度ができました。その特別の必要性は満たしていかねばならない。先ほど申しますように、制度を一本化したとしても、その必要性はその制度の中に認める。別建てでいく場合はもちろんのことですが、基本的にはさうように考えております。

○藤原道子君 それでは、児童手当と扶養手当が両建てでいくと、その場合には併給になるわけですか。

○国務大臣（斎藤野郎） 実質的には併給になります。金額そのものはどうなりますか分かりませんが、精神といいたしましては、考え方といいたしましては、さういふ考えでいきたいと、私は思っております。

○藤原道子君 そこで、心身障害児対策についても、わが国は非常に西欧諸国に対してはおくれているわけでございます。今後、どのような方針でこれを改善していくか考えであるか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員（逓送節夫君） 心身障害児対策、その中でも、精神薄弱児の対策あるいは精神薄弱者の対策、さらに重症の心身障害児あるいは者の対策がとられていることは、これは認めるを得ないと思ひます。したがって、問題はいたしましては、さういった人たちに對する施設を確保するということ、施設に入る前にあつたときの在宅者対策というものを強化するといふ二つの方法があつたと思ひます。したがって、施設対策につきましましては、現在、施設の職員の要員の確保という非常に大きな問題を持ちながらも、やはり年次計画というものを企画立案いたしまして、それに沿つて十年とかさういふふうな計画によりまして整備をしていかなければならない、かように考えておるわけでございます。在宅者対策といいたしましては、その症状に応じて、たとえば精神薄弱

申が出されている。それができないという理由はないと思う。やる意思がないのですか。一体附帯決議とかあるいは社会保障制度審議会の答申に対して、どの程度厚生省は考えているのか、もう一ぺん聞きます。

○政府委員（澤美節夫君） 先ほどもお答え申し上げ

けましたか。國会のほうでの法案の審議の間に、つけられました附帯決議、これは十分私どもも考へておつたところではあります。それで、私ども

も、この問題意識は十分持つておりまして、この

点については、最大の努力を怠はいたしたのでございしますが、いろいろな仕組み等におきまして、

兩制度の仕組みが少し異つておるといふうなこ
とでいまでもこの差を解消するところまでに至つ

ておらないのは、ほんとうに残念だと思っております。これはまさに問題点でございますし、衆議

院におきます今回のいろいろな質疑等において、この問題が一つの大きな問題でありまして、

私ども御指摘受けましたので、今後におきましては、最大の重点といたしまして、さらに努力を尽

「理事大橋和孝君退席、委員長着席」

ければ理屈が通らない。あわせて今度特別児童扶養手当の額が簿籍制年金の額に比べて、これより

た低過ぎるのですね。特別児童扶養手当の額が、改正後二百円、ところが障害福祉年金の額は二

千九百円になる、そうでしょう。ということになると、どうも、これも納得がいかないのですが、

この理由をお伺いしたい。

○政府委員（渥美節夫君） 児童扶養手当制度に引

き続きまして、昭和三十九年から特別児童扶養手当の制度ができたのは、御承知のとおりでございます。

いますが、その際、特別児童扶養手当の支給額につきましては、児童扶養手当の支給額を基準

の金額が今日まで毎年改善はされておりますが、

児童扶養手当の支給額と同額のものの特例児童扶養手当の第一子の基準額になっておるといふいきさつもございまして、したがって、こういうふうな障害福祉年金の額と差ができておるわけでございます。この点につきましても、先ほど大臣からお話もございましたように、児童手当制度の創設等にも関連いたしまして、この金額等は是正には最大の努力をいたしたいと、かように思っております。

○藤原道子君 児童問題に非常な熱意を込めてやるということをお知らせの機会に発表されておられるが、こうした矛盾が改正されないということからは、非常に遺憾に思います。

そこで、特別児童扶養手当法の特別児童扶養手当の性格は、現在所得保障と考えられているが、これは介護料的なものに改めて、公的年金の受給制限制度は撤廃する考えはないか。私は、撤廃すべきであると考えますが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(湯美節夫君) 特別児童扶養手当制度が出現したときには、やはりこの制度自体は、所得保障の一環であるという考え方に立ちまして打ち立てられたわけでございます。したがって、児童扶養手当制度と同じように、たとえば所得の制限等がつけられておるわけでございますが、しかしながら、このような特別な心身に障害のある子供に対する手当制度というのは、同時にやはり子供に対する介護料的な性格をあわせて持つておるのである、かようにも考えられます。したがって、御指摘のように、そのような介護料としての制度を打ち立てるといふ観点で、私どもいろいろ検討はしておるわけでございます。これもやはり児童手当の懇談会等におきましても、そのような御意見をいただいておりますし、したがって、児童手当制度の発足という際にも関連いたしまして、十分検討しなければならぬ課題であると、かように思っております。

○藤原道子君 何でも検討検討では承知ができません。

いのです。もし、これをこのままでおくならば、特別児童手当の性格がこのままではいかならば、児童扶養手当と別個の法律をつくる必要がなければあるのでしょうか、これどう考えますか。児童扶養手当と別個の法律で特別児童手当があるわけですね。そうすると、これが同じならば、特別の介護料というものが入らないならば、そういう考え方が入らないでいまの御答弁のとおりとするならば、これを別個にするのがおかしいので、一元化したらどうですか。

○政府委員(湯美節夫君) 実は、ただいま御提案申し上げておりますのは、児童扶養手当と特別児童扶養手当をともにその内容の改善をするというふうな意味で、一つの法律で改正案として御審議をいただいているわけでございます。これは、もう御承知のように、児童扶養手当法と特別児童扶養手当法は、おのれの別個の法律でございます。児童扶養手当法自体は、主として生別母子世帯の福祉を向上するということをねらいとしておりますし、特別児童扶養手当につきましては、重度の精神障害あるいは重度の肢体不自由児というものを対象とした法律でございます。制度の趣旨は違っております。しかしながら、制度とも、先ほど触れましたように、やはり所得保障の目的を持つておるといふことは、これは当然なんでございます。ただ、特別児童扶養手当制度につきましても、所得保障というふうな観点とともに、やはりそういった心身に重度の障害を持つ子供に対する家庭に、母親なり、養育者に与える介護料的な性格もあわせて持つように検討をすべきではないかと、かように私は申し上げたのでございます。

○藤原道子君 重度の心身障害児を持つてい家庭がどういふものであるかということ、御存じでございます。それならば、介護料を含めて、所得制限撤廃をして、それでもっと優遇すべきではないかと私は申し上げている。ところが、検討の必要はあるけれどもいろいろな支障がある云々、どこに支障があるのですか、お聞かせ願いたい。

○政府委員(湯美節夫君) 特別児童扶養手当の場合には、所得制限をはずすとか、あるいは他の福祉年金との併給とか、こういうことを行なうことができるように、そのように検討をする必要がある。それは、同時に、その趣旨が介護料としての目的を持ったものであるからである、かように考えます。したがって、これはそのような目的に沿うようにこの特別児童扶養手当制度を考え直す必要がある、かように考えておるわけでございます。

○藤原道子君 じゃ、改正しますね、近く。

○政府委員(湯美節夫君) その問題意識は持つておりますが、その点については、いろいろと財政的な問題もございまして、そういった問題点について十分検討して努力していきたいと、かように思っています。

○藤原道子君 厚生省では、重度心身障害児の親たちがどんな悲痛な叫びをされているかということをおわかりでしょう、予算の問題なんているたつて、やろうと思えばできる額ですよ。大臣、重度心身障害児の問題をどのように把握しておいでになるのでしょうか。

○国務大臣(斎藤昇君) 重度心身障害児の問題をどのように把握しているかと、ちょっとお答えに困るわけでございますが、とにかく、そういったお子さんに対して、もちろんのことであります。これを扶養しておられる親御さんたちも非常に、何といいますが、精神的、財政的負担である、まことに御気の毒な次第だという感じを痛切に持つております。

○藤原道子君 お気の毒な存在だと思っていられるだけじゃ困る。ちゃんと宣言していられしやるんでしょ。だから、その対策がなまぬるいということを私は申し上げているので、所得制限撤廃とか、この手当の増額とかいふものをこの際、こうした法案の改正が出る以上は、お考えに

なつてしまふべきじゃないか、こういうことを申し上げている。

それとあわせて、障害等級表の調整でございますが、特別児童扶養手当法と国民年金法との別表の障害程度が一致していない理由はどういうわけですか。

○政府委員(湯美節夫君) 特別児童扶養手当の制度が発足いたしましたのは、先生御承知のように、重度の精神薄弱児を対象として発足いたしました。さらに、その後、重度の肢体不自由児まで拡張されたのでございます。したがって、先生の御指摘の国民年金の対象とまだ少しずれておるわけでございます。そのずれておるのは、心身障害の状態につきましてはおるのでございまして、この点につきましても、その問題と、さらに障害が重複した場合、あるいは内臓に疾患のあるような子供たちの対象につきまして、また国民年金の対象とずれておるわけでございます。したがって、その心身障害の問題あるいは併合障害の問題、内臓障害の問題、こういった点につきましては、今後とも、さらにこれを対象の範囲に加えるように努力してまいりたい、かように思っています。

○藤原道子君 努力、努力だからいやなんです。私、大体昭和四十二年に、第五十五国会で児童福祉法の改正が行なわれ、その中に重症児施設が児童福祉施設として法制化されたことは申すまでもないわけですね。そのときの法案の審議のとき、これが問題になったのですよ、御承知でございます。したがって、衆参両院の社会労働委員会では、次のような附帯決議をつけたのです。「重症心身障害児施設の入所児童の選定にあつては、従来、入所対象とされてきた者がすべて含まれるよう配慮すること。」こうなつておるので、ところが、あなたの方の考えは、重度心身障害児といえ、両方が重なつたものでなければだめなんです。ところが軽い程度のものであつても、別々の障害が併合された場合には、その対象とすべきであるというように論議されている。

この附帯決議が出たときに、この附帯決議の趣旨は十分に尊重いたしますことだった。したがって、いままでも尊重されてないじゃないかというのです。入院の対象であった者すら、この厚生省の判断に合わないというので入所を拒否されている。こういう例がたまたまある。だから、私は附帯決議をつけてもなかなか思うようにはいかない。こういう附帯決議はついたらいいけれども、現状は、現条文がそのまま文字どおりに適用されている。したがって、取り残されておる子供がはつきりあらわれてきたので、私はこれを問題にするんです。たとえば入所児童の選考の段階でも、いわゆる動く重症児は、現在の態勢や、建物の構造などが重症児施設として不適当という理由で、実際には切り離されておる。だから、私たちが憂慮いたしました附帯決議の趣旨が生かされていない。したがって、在宅児に対するこの扶養手当等につきまして、特段な対策が必要じゃないかという問題を問題にしている。あるでしょうが、附帯決議。

○政府委員(湯美節夫君) 昭和四十二年の七月二十一日に、いま御指摘いただきました附帯決議はいたしております。これは、重症心身障害児施設を児童福祉法上の施設として位置づけるための、児童福祉法の改正の際にいただきました附帯決議でございます。特に、いわゆるいまで言う動く重症児に対して、さらに今後とも対象の児童として認めるべきである、こういうふうな附帯決議として認めました。私も、この附帯決議は十分尊重しております。したがって、現在におきましても、このようないわゆる動く重症児、もちろん動く重症児でありましても、医学的管理が当然必要であるというふうな対象でございますが、このようないわゆる、現在の重症心身障害児施設においても収容、治療、保護をいたしておるところでございます。この点は、十分に私は尊重して、施設の運営をやっておる、かように思っています。ただ、問題は、この動く重症児につきましても、処遇の困難さというものが大きなものになると思いま

すので、施設職員を一般の重症心身障害児施設における職員よりもっと手厚く見てあげなければならぬというふうな問題もございまして、この点については、さらに検討をいたしております。

○藤原道子君 ところで、いわゆる一般重症心身障害児を持つ親たちが厚生省は手のかからない重症心身障害児は収容してくるけれども、動く重症心身障害児は収容しにくるけれども、置いてあるか、その子らがどんな不幸な状態に置かれてあるかというところは――あなたも、この間、一緒に大会に出たときお聞きになったでしょう。ところが、動く重症心身障害児は、いまの施設では不適当という理由で入所ができない、そういう子供が家庭に置かれておる。寝たきりの子供は手がかからないのですよ。ところが動き回る、物は投げる、ちよつとも油断のならない子供たちが家庭に放置されている。その子供たちに対する手当というお考えでございませうけれども、あまりにも過少ではないか。介護料すら入っていないというところは、私には納得できない。入れているとおっしゃるけれども、どの程度に入れていますか、その数を聞かせてください。

○政府委員(湯美節夫君) 動く重症児の問題でございますが、具体的に申し上げますと、現在の重症心身障害児施設の中には、医学的管理の必要なものにつきましても、収容をしておりますし、また、必要に応じましては、精神薄弱児施設の重度棟なりあるいはこれから開設いたしますことになったところの自閉児院のための施設、こういったものにも収容をするという考え方を持っているわけでございます。また、一部は精神病院の小児病棟というものも使っているのではないかと、かように思っております。いま申し上げましたように、各施設の整備というものを最重点として進めておるところでございます。

最後に御質問の、いわゆる動く重症児の収容につきましまして、たとえばある東京の療育園、重症心身障害児施設におきましては、約三三、百八十一人のうちの六十一人という者を収容しております

すし、関西の重症心身障害児施設におきましては、これは民間の施設でございますが、これにおきましても約二二、百八十四名中四十三名を収容しておるといふ数字のデータを私も持っております。このように、

○藤原道子君 それは、最もいいところを二つあげただけでしょう。それで糊塗しようとしたって……私も施設を歩いておりました。この質問に立つ以上は、私も施設を見ておりましたし、親御さんたちとも会って調査をいたしております。いかに在宅児童に対して冷淡かということは明らかではありません。施設に入院できた子供たちよりもはるかに多くの重症児が家庭に放置されている、光りのない毎日を送っているのです。その理由は、施設が足りないから自宅に待機を余儀なくされた、むづかしいこと、施設入所基準から除外されたり、こういう理由が重なっているのです。施設へ入れてくれないのです。厚生省の基準に合わないからだめだということです。そういう子供がたくさんある。また種々な状況から、家庭療養を特に希望する者もございまして、だから、施設の増床と同時に、家庭にいる重症児・者に対する施策がなくして、この子らの福祉はあり得ない。それを聞いています。言いわけてなしに、今後どういう方針をおとりにするのか。たとえば重症児を持つ子供による医療というように厚生省は宣伝しているらしいが、重症児により医療をどういう方法でおやりになるのか。重症児・者の療育を背負う家庭、特に母親の精神的な重荷は想像以上のものがある。わが子だから育てなければならぬという強い意欲とあらはらに、襲ってくる不安、絶望は何らかの強い支援を求める切なる気持ちがある。それに対して、厚生省はホームヘルパー、母子通園施設の新設をする、在宅児療育訪問指導の制度化する、緊急短期入院制度の新設、いろいろ言っておいでになりますけれども、現実にはどうですか。家庭訪問するホームヘルパー、去年の予算もことしの予算も同じじゃありませんか。それで強化したと言えませんか。去年四百八十

万円です。また、ことしも同額なんです。これで一体強化いたしますということになるのでしょうか、御答弁願います。

○政府委員(湯美節夫君) 御指摘のとおり、重症心身障害児対策というものは、もう非常に必要で、私どもも最重点に入れておるわけでございます。実は、重症心身障害児の全国推計につきましては、私どもは、一万九千三百人の方を対象としておりますが、

〔委員長退席、理事上林繁次郎君着席〕

そのうち自宅であんなふうを見ておることを希望される方を除きまして、一万六千五百人の人たちに施設をまず与える、施設をつくってあげるといふことを、まず最大の重点といたしまして、この四月までには約四千四百ベッドの重症心身障害児施設をつくり上げたのでございまして、さらに、本年度におきましても、約一千六百床用意いたしますように頑張っているところでございます。したがって、昭和四十四年度末になりますと、約六千床の重症心身障害児施設のベッドが確保されるという予定でございます。まだだいぶ残りますけれども、これも昭和四十九年度までには、全部施設をつくるように、これは年次計画をそのように進めておるところでございます。したがって、その間、依然といたしまして、在宅の方々が残られるわけでございますので、昨年度よりは、こういった重症心身障害児施設に入れない方々に対して、自分の手で容易に調節できるような、ベッドを無償で貸与するということが始められたわけでございます。本年度までに約三千ベッドをお送りすることができ、かように考えております。それから同時に、昨年度からは精神薄弱者の相談員制度というものを実施しております。ことしで約三千名の方が精神薄弱者相談員といたしまして、全国でいろいろとそのような御家庭の非常にむずかしい療養の問題あるいは処遇の問題、あるいは教育の問題、そういった点につきましても相談に当たる、あるいは助言を申し上げるという

制度でございますが、そのほか、いま御指摘の
ような、特別児童扶養手当の問題あるいはホーム
ヘルパーの問題、あるいは母子通園の問題、いろ
いろこれからやらなくちゃならない課題がたく
さんございます。こういった点にもっとさらに積
極的に取り組みたいと思っております。

先ほどの訪問指導員の経費は五百万円ござい
ますが、五百万円、二年続いて五百万円がどう
か、こういうふうなお話しでございますが、総体
といたしまして、そのようないろいろな手段を講
じております。したがって、たとえば予算的に
申し上げますと、昭和四十三年度の重症心身障
害児者に対するところの予算総額は、心身障害
者のコロニーの設置費まで含めると、約三十億
八千六百万円でございますが、昭和四十四年度
の予算におきましては、十億ばかり伸びまして、
四十億八千二百万円。こういうふうに、三〇%以
上これが増額されておるわけでございまして、私
どもといたしましては、できるだけいろいろな
配慮を重症児対策のために行なっておるような次
第でございます。

○藤原道子君 いろいろお話を伺って、努力はし
ておるとは認める。けれども、在宅重症心身
障害児の訪問指導費というのは四百八十三万六千
円ですね、これ昨年です。ところが、今年度も四
百八十三万六千円。それから、在宅重症心身障害
児の特別養育費、これもやっぱり同額なんです
。これは、去年新しくこれを出したといえはそ
れまででございますが、これではまだまだ要求に
足りないということなんです。だから、私はこの
点をよく申し上げるのでございまして、厚生省
の熱意が足りないように思うのです。だから、収容
施設の充実に重点を置かれておりますけれども、
コロニーの建設だってなかなか容易じゃないの
ですものね、これは。そこで、収容施設の充実に
重点が置かれて、在宅児・者対策は、この陰に忘
れられがちな状態ではないか、こう思うのです。
いろいろやるやると言うけれども、それは申しわ
け的なものですよ。だから、今後動く重症児対

策、母子通園施設、どうしてもおおかあさんがつい
ていかなければならない子供がたくさんいるので
す。これらについてホームヘルパーとか、療育相
談、早期発見早期対策、これらについて、くどい
ようでございますが、ひとつお聞かせ願いたい。
さらに現代科学では、まだなかなか克服ができ
ないと言っている筋ジストロフィーあるいは自閉
症、これらに対しての今後の療法の開発を急ぐべ
きではないかと思うが、これらの研究費等は、ど
の程度に出ているのかということについてひとつ
お伺いをしたい。

○政府委員(澤美節夫君) 前半の母子通園の問題
でございますが、ホームヘルパーの問題、こう
いった点につきましては、来年度一つの大きな課
題といたしまして実施をいたすように、いま努力
をいたしておるところでございます。
それから、次の進行性筋ジストロフィー、自閉
症、蒙古症あるいは脳性麻痺等の発生要因の研究
並びに治療に関する研究でございますが、この点
につきましては、昨年度、これらの研究に對し
まして、従来になかったような大型の研究費とい
まして、約四千万円の金額を計上いたしまし
て専門の医学者、医師等にその研究をお願いし始
めたところでございまして。この点につきましては
は、昭和四十四年度におきましても、さらに一千
万円ばかり増額いたしまして、約五千万円で、こ
のような研究を続行中でございます。しかしなが
ら、この研究というものは、一年や二年あるいは
二年や三年ではなかなかこの成果はあがるべきも
のではないと思っております。したがって、
今後のこれらの研究費につきましても、さらに増
額をして成果があがるように医学者、医師等につ
いてお願いを継続してまいりたい。かように思っ
ております。

○藤原道子君 いま年度の課題として予算獲得
に努力しておるといことで、大きな期待を寄せ
ております。大臣、この点はいかがでございま
しょうか、自信がありますか。
○国務大臣(斎藤寅次郎) 来年度予算につきまして

は、極力努力をいたしたいと、かように考えてお
ります。
○藤原道子君 そこで、もう一つお伺いしたいん
ですが、施設職員の待遇の改善が絶対必要だと思
う。この間も施設へ行ってみて、私、涙が出ちゃ
いました。大きな子供をだいておふろにも入れな
ければならない。あらゆる努力をしている。それで
看護婦さんや、保育さんたちは腰が痛くて、やめて
いく。やめられれば子供は困る。施設も職員がな
いと言いがら、なかなかその待遇が改善されな
い。いま施設で働く職員の皆さんの待遇を伺
いたいと同時に、この人数を増員するということ
を考えておいでになるか。施設であの重い子供を
抱いて、私はよくできると思っているけれども、
抱いて、それによって腰が痛くなって、病気になる
退職するということもあるんですね。そういう場
合、これを公傷というのですか、職業病、こうい
うふうに認めておいていいのか。将来、そうい
うことになるのかどうか、お考えになつているか
どうか。

それから、医務局長にもお出し願っております
が、ここで働く看護婦さんたちが――私は国立
の施設も若干見せていただきましたが、ほんとう
に頭の下がる状態です。将来は動く重症児も入れ
るとおっしゃるけれども、それに対する職員の増
員、その他についてのお考えがあるかどうか。これ
についてもあわせてお伺いをしたいと思います。
○政府委員(澤美節夫君) 重症心身障害児施設に
おきましますところの職員の配置と、その配置をす
るに必要な運営費につきまして、国がどういう態
度をとっているかという点についての御質問かと
存じます。

重症心身障害児は、御指摘のように、非常に取
り扱いがむずかしい、困難な職場でございます。
したがって、いままで医療法に定めますところの看護
婦、看護要員の基準のほかに、こういった子供に
対しまして、保育あるいは指導員、あるいは理学
療法士あるいはそれらの助手、こういった職種の
職員の配置を、一般の医療法によるところの患者

につきまして四対一でありますのを二対一という
基準で配置するように定めているところでござい
ます。そのために要しますところの経費は、一般
の医療費のほかに、医療費の四三%分の加算額を
本年度から支給しているわけでございまして。この
四三%の加算額、これを重症指導費と称しており
ますが、これは四十三年度におきましては三八%
ということだったのを五%ばかり増額したわけで
ございまして、この指導費によりまして、いま申し
上げましたようないろいろな重症児のために、特
殊な職種の方を採用していただく。そうしてそれ
を二対一にしたいといたすとともに、いわゆる国家
公務員でありますならば、俸給のほかに八%の調
整額もこれによってつけていただくというために
この重症指導費をつけておるのでございまして、
この四三%では、まだまだ非常に私には十分であ
らうと、かように思っております。したがって、
この点につきましても、御指摘のような困難
な職場における職員の確保ということも考えまし
て、今後さらにこれらの増額につとめなければなら
ない課題である、がんばってみたい、かように
思っております。

それからこのような施設におきまして、だんだ
ん患者が――患者といいますが、子供が大きくな
つてまいりまして、それらの大小便の取り扱いから、
あるいはおふろ等の取り扱いでいふ努力がさ
らに加重してまいるわけでございまして。御指摘の
看護要員が腰痛を訴えている、これを公務傷害に
認定されたかどうかという点でございまして、これ
も、私のところにあります資料によりますと、東京
都立の北療育園、これは肢体不自由児施設でござ
いますけれども、ここにおきまして四人の看護婦
さんの腰痛について、これは公務傷害ではなから
うかというふうな問題がございましたのですが、
いろいろ事情を、当局におきまして調査された結
果、この全員が公務傷害の認定を受けたと、かよ
うに私は伺っておりますが、いずれにいたしまし
ても、苦勞の多い職業でございまして、その重
症指導費の増額につきましては、さらに努力を統

けてまいりたいと、かように思います。

○政府委員(松尾正雄君) 御指摘のとおり、重症児の看護あるいは取り扱い、たいへん職員の方の負担が大きい問題でございまして、したがって、先生も御承知のとおり、重症児の病棟等にございましては、おふろ等ほかの病棟にないような機械的な問題も考慮いたしておるわけでございまして、すけれども、しかし、やはり何とかいたしまして、人手を非常に要する、こういう問題でございまして、御指摘の施設につきましては、四十三年度までは、四十床単位について十八人という定数でございまして、とうていこれではやれません。四十四年度におきまして、これは新設の病棟については、四十ベッドについて二十七人、それから、そういうものにさらに今後四十ベッド併設をするというときには、重複する人員もございまして、その分については二十三人というふうな、すでにもう実現をいたしたのでございまして、なお、御指摘のように、いわゆる動く重症児というふうなものが入ってまいらざるようになりますれば、一そうこの問題は人手を要することにならうかと思ひます。そういう点につきましては、今後、十分考慮しながら、私たちも整備に備えて人手をふやしてまいりたいと考えております。

そのほかに、ただいま特定の装置等の問題も申し上げましたが、重症児の扱い方について、必ずしも、まだ看護面その他におきまして十分なる取り扱いの研究なり、経験が積まれているとは限っておりません。私も、そういうもので、できるだけこの取り扱いの負担の軽減ができるような装置あるいは機械、こういうものがあれば、現場からどんどん言ってきてほしい、そういうものをどんどん取り上げて研究しながら改善しようじゃないかということをお呼びかけてやっておる次第でございまして。

○藤原道子君 二対一と言われましたね。今度そういうふうにしたところ、二対一というところ、聞こえはいいのですが、これは三交代制ですから、そうすると、六人を一人で見ることになる。それ

であの重症児に、六人に一人では食事を与えることもたいへんなんです。それだけの子供を一人の人でめんどうが見られますか。そういうことをお考えになったことあるのでしょうか。実際行ってみると、かわいそうで見えていられませんか。だから、二対一にしたから、それでいいというものは絶対にございせん。看護婦さんでも四対一というけれども、三交代ですから、やはり十二人ないし、日曜出勤等がございまして、十三人、十四人を一人ということになる。だから、私たちがこの改正を要求していることは、御案内のとおりでございまして、特に、重症児の場合、六人を一人で見るといふことはむごいことだと思ひます。これらについてもひとつ考えてもらわなければ困る。

それから、動く重症心身障害児等が入った場合には、医務局長、やはりこれはたいへんなことで、ついで歩かなければならぬ。こういうことも特段にお考え願わなきやならぬと思ひますが、これらに対して、大臣、どういうお考えでしようか。これはたいへんなことなんです。

○国務大臣(斎藤昇君) まことに重症心身障害者の施設の運営は、いまおっしゃるとおりだと思ひます。私も、視察をいたしましてその感を深くいたしております。ことにここに動く方は、とにかく金をこえた問題だとおもうわけでございまして、それから、できるだけ労働も過重にならないように、また、処遇もそれにふさわしいようにしなければならぬ、かように思ひわけでございまして、なせ施設はふやさなければならぬ、そういう経費も増すわけでありますけれども、そういう趣旨に従ひまして、できるだけ努力をいたし、また、来年度予算におきましても、さらに二歩も三歩も前進できるようにいたしたいと思ひております。

○藤原道子君 私がこども一つお願いしておきたいと思ひますのは、いま東京都立の北療育園の話が出ました。これは、リハビリテーション施設ですね。ここで腰痛でやめた人は十人なんです。

だけれども、いろいろの認定の結果は、すべてが職業によるものとは認められないということ、四人が認定されたのです。ところが、だれもそのことは言っていないんです。そういう点をもう少しあたためたい目で見てもらわなければ困る。動作の不自由な脳性麻痺の子供をかかえて入浴させたり、運動させたり、大小便の世話をしたり、しかも、三日に一度の夜勤です。これだからだもつはずはないんです。しかも、健全なところへつとめている人はまだ希望があるんです。幼稚園の保母さんとか、保育所の保母さんとか、子供が成長していくことに対する希望がある。ところが、こういう重症児を世話する人は、ほんとうに希望がないんです。いつよくなるかわからない。そういう子供に献身的に働いているというところをお考えいただくと、私は、これら職員に對しては、特段の配慮が願ひたい。幸い大臣が、来年度の予算でははつきり努力するということをお答えいただいたので、私は期待しておりますが、この北療育園でもそうした人が足りないために、施設の半分以上しか動いていない。入りたい人はたくさんある。しかし、職員がいなかったために、何ですか、二百名の収容施設に百十名しか収容されていない。そこに九十床というものは、入りたいと言ひながら入れない。こういうことに對しても、これはここのみではございせん、ほかの施設にもあると思ひます。そういう点もお考えになつてほしいということを強く要望いたします。あわせて、あなたが言われておるし、われわれも絶えず主張しておりますのは、できた子供を見てほしい。見るべきだと思ひます。一人でも不幸な子供が生まれないようにするのがほんとうの政治だと考えます。あなたがいつかテレビにお出になつたとき、私見ておりましたけれども、大体あのときのお話では妊娠初期に心身障害児発生の原因が三〇%、周産期に六〇%、生まれてから不幸にこういふ状態になるのが、わずか一〇%そこそこである。こういう不幸

な子供が生まれて、子供も不幸、親も不幸、さらに国家はたいへんな予算がかかる、だれだってそういう不幸な子供を生みたい人は一人もないんです。それならば、妊娠中の母体に対する対策、これらがまず先行しなければならぬと思ひます。いかがですか。ところが、母子保健法ができて数年経過いたしますけれども、何ら改正のあとは見えません。しかも、牛乳の支給にいたしましても、それほど成績は上がっていないと思ひます。これを放置していらつしやる。この母子保健法に對して、何らかの改正の意思があるんでしようか。病気になるなや見てもえなないというのではなく、妊娠中の健康管理——妊娠中毒等において、措置入院ということになれば、いまだに幾らですか、全部助産料を含めまして一万二千元ぐらいの補助しか出ないはずなんです。

〔理事上林繁次郎君退席、理事大橋和孝君着席〕
これで母子保健よろしきを得ていると言へるでしようか。私は、発生予防にまず政府は力を注ぐべきだと思ひますが、この母子保健法に對しての何らかの構想があらになるかどうか、この際、あわせてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(湯美節夫君) 心身障害児発生の予防の対策をいたしまして、母子保健対策を強化しなければならぬという御意見、まことにそのとおりだと思ひます。母子保健法ができてから、とりとて四年になるわけでございまして、その間私どももいろいろなこまかい点につきましていろいろと配慮をしてきたつもりでございまして、御指摘のように、妊娠初期あるいは妊娠の晩期、そして分べん、それからその後の新生児対策、乳児対策、三歳児対策、このような母子保健をそのように、妊娠中から三歳児までに一貫した対策をとるという必要があることは申すまでもないと思ひます。したがって、妊娠中におきます妊婦の異常状態を早く発見して、早く治療してあげるといふことで、たとえば妊娠中毒症に對する医療の公費負担制度あるいは妊産婦糖尿病に對しま

すところの医療の公費負担制度、こういうものもすでに実施しております。それから、分べん時におきますところの、たとえば重症黄疸に對しますところの交換輸血の制度、これも発足しております。それから新生児、乳児期におきますところの先天性代謝異常児に対する医療の給付、たとえばウィルソン病とか、先天性クレチン症、無ガンマグロブリン症であるとか、さらに心疾患の医療給付等も非常に最近に進んでまいってきております。それからこのような妊産婦、新生児の検診につきましても、従来は、保健所におきまして健康診査をした場合のみ無料でございましたが、昭和四十四年度、本年度からは、これは低所得者階層に一応限られておりますが、もよりの一般の病院あるいは診療所におきましても、無料で検診が受けられるという制度をこしらへて起してあります。さらに三歳児になりますると、いろいろな知能発達の検査をすることによりまして、精神薄弱の早期訓練というものができまして、精神薄弱が、こういった点につきましても、保健所におきましての精神発達の遅滞の検査を心理判定員においてやらせるという制度も昨年から実施してまいりましたし、本年からは、さらに精密検査を実施するということも行なつてまいつたわけでございます。同時に、分べんにつきましてもいろいろの問題が農山漁村地帯でございますので、この点につきましても、母子健康センターの増設ということで、本年度までに五百カ所以上の母子健康センターも稼働をしておるところでございます。それから、同時に、こういった母子自体が非常に行動半径が狭く、地域におきまして、その母子衛生の衛生思想の普及とか、実践とかというのが必要でございますので、これは昨年度から市町村に母子保健推進員というものを置きまして、この地域組織活動を通じての母子保健の向上ということもやっておるところでございます。先生いろいろお話しございましたが、法律は四十一年に制定されたままでございますが、内容的にはずいぶんあれこれとこまかく配慮をさせていただいておるわけ

でございます。しかしながら、母子保健対策は、まだまだ不十分だと思います。妊産婦の死亡率なども、外国に比べますと、相当多いわけでございますので、今後、さらにきめこまかい努力をいたしてまいりたいと考えております。

○藤原道子君 たいへん長くなりましたが、とにかく妊産婦死亡だつて、外国では、救急車で行くときには、そこに献血の準備までして行くんです。ところが、日本はそれがないんですよ。だから死んでしまふんですよ、間に合わないで。まだいろいろ努力はしていると言ふけれども、ほとんどが低所得者対策になる。これじゃあだめなんでしょう。真に西欧並みという御意見があるならば、もう少しお考えを願わなければ困る。ことにフェニルケトン尿症ですか、あれなんかだつて早く見れば、精薄にならぬで済むんですよ。ところが、ようやくこのごろ三カ月ごろの子供に検査する。アメリカあたりでは、五日目か一週目に足の裏から血液をとつて、それで検査すればすぐわかるというじゃないですか。三カ月目でフェニルケトン尿症の検査をやつておるところは早いところですよ。しかも、一人に一人ぐらいはそういうものができるとが学問上明らかになつてゐるのにそれをサボつてゐる。ということとは、精神薄弱児を生み出すことを見のがしているのと同じことじゃないですか。こういうことは、社会の悲劇をなくするために、特段にお考えを願わなさいや困ると思ひます。

そこで、大臣にお伺いをしたいのは、時間の関係もありますので、あとはまた後日に譲るとして、斎藤厚生大臣は、来年度から児童手当を実施したいと、こういう旨を両院の予算委員会や答弁していらつしやいます。必ず来年度法案を提出されるのかどうか、この際、明確にさせていただきたい。

○国務大臣(斎藤昇君) 私だけでなしに、総理も大蔵大臣もさうに言明をいたしておりますから、必ず実現ができるものと、かように思つてお

ります。私もそれには最善の努力をいたす所存でございます。

○藤原道子君 それならば、児童手当懇談会において中間報告が発表されましたけれども、その懇談会における審議の経過、さらに臨時の児童手当審議会を設置しようとする趣旨があるやに伺つておりますが、これも明確にさせていただきたい。

それから重ねて、もし明年度から法案を提出し、児童手当制度が実現されるならば、審議会の期間二年は不要だと思ひますけれども、それはいかがなものでございましょうか。そこで、こういうものを幾つも幾つもつくらなくても、来年お出しになるといふお考えであるならば、臨時審議会を設けて検討する必要はなく、社会保障制度審議会という最もふさわしい内閣総理大臣の諮問機関で審議すべきではないかと、こういうふうに私は考えますけれども、いかがでございましょうか。

〔理事大橋和孝君退席、委員長着席〕

○国務大臣(斎藤昇君) 児童手当懇談会ですか、この審議の経過を詳しく申し上げておりますと、時間がございませぬが、御承知のように、昨年の十一月の二十日でありましたが、その答申をいただきました。答申を出していただくまでに二十数回会議をしていただいたということがございまして。答申の内容は、すでに御承知のとおりだとかように思ひます。お手元に配付されたものがあるのじゃないかと思つておりますが、それによつてごらんいただきたいと思つてございまして。

さらに、児童手当審議会なるものをつくる必要はなかつたではないかというお尋ねでございます。私もつくらなくてもいいのかわからないと、かように考えましたが、少なくとも児童手当は、日本の社会保障制度の一つの大きな柱でございまして、懇談会においても、審議をしていただいたわけでございますので、そこで一つ特別な制度を設けて、いづれ社会保障制度審議会においても審議をいただくことになると思ひますけれども、ここで十分審議をしていただくことが、と

にかくいままでにない制度でございますから、そこで基本的な考え方を答申していただくことが必要であらうと、かように考えたわけでございまして。同時に、来年度からは実施したいと、かように考えましたために、期限をつけた特別の審議会を設けるということは、政府みずからの手を拘束するわけでありまして、その一つの手段にもなると、かようにも考えます。

来年から実施するならば、なぜ二十年の期限をつけたかというお尋ねでございますが、私は制度が発足いたしましたも、一年こつきりだけで済むものではない、その後のことについても審議をいたさうと課題が残るであらうと思ひます。ことに一年ということになりまして、法案の提出をいたし、そうして審議が終わるか終わらぬぐらゐにも審議会がなくなつてしまふということでは、いかにも私はこれは心もとない。実は審議会はおそらくもつと早く発足ができるものと考えておりました。ちよつと長くなつておそれ入りますけれども、ほんとうのところを申し上げたい。四月中にも審議会が発足できるのじゃないかと思つておりましたが、国会の審議を非常に御慎重に願ひましたので、やつとこの間これが通過いたしました。いま人選をいたしておるわけでございまして、予定のように四月ごろに発足したということになれば、次の法案審議中に審議会が終わつてしまふということ、法案の御審議を願つても、また施行規則だとかいろいろなものが必要で、施行準備のために、そういうことを考えますと、最小限度一年半あるいは二年は要するのではないかと、あまり長くいたしますと、審議会の期限で長いからということにもなりましようから、ここらが必要最小限度いい、かようにいろいろスケジュールを考えて、私は二カ年ということにきめていただいたわけでありまして。

○藤原道子君 私は質問をやめようかと思ひますが、いま大臣が、来年必ず提案することを確約をいたしていただきました。とにかく経済力は世界

10

分ノ百九十四」を「千分ノ百九十五」に改め、同
条第二項中「二百二分ノ六十六」を「二百三分ノ
六十六・五」に、「二百五分ノ六十八」を「二百六分
ノ六十八・五」に、「二百二分ノ百三十六」を「二
百三分ノ百三十六・五」に、「二百五分ノ百三十
七」を「二百六分ノ百三十七・五」に、「百九十一
分ノ六十・五」を「百九十二分ノ六十一」に、「百
九十四分ノ六十二・五」を「百九十五分ノ六十
三」に、「百九十一分ノ百三十・五」を「百九十二
分ノ百三十一」に、「百九十四分ノ百三十一・
五」を「百九十五分ノ百三十二」に改める。

(保険料率に關する経過措置)

第四条 昭和四十四年八月以前の月に係る健康保
険及び船員保険の保険料については、なお従前
の保険料率による。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第五条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十
一年法律第百三十四号)の一部を次のように改
正する。

第三十七条第一項中「六千円」を「二万円」に
改め、同条第三項中「三千円」を「一万円」に改め
る。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第六条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法
律第百二十八号)の一部を次のように改正す
る。

第六十一条第一項中「六千円」を「二万円」に改
め、同条第三項中「三千円」を「一万円」に改め
る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第七条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年
法律第百五十二号)の一部を次のように改正す
る。

第六十三条第一項中「六千円」を「二万円」に改
め、同条第三項中「三千円」を「一万円」に改め
る。

(公共企業体職員等共済組合法等の一部改正に
伴う経過措置)
第八条 昭和四十四年九月一日前に出産した公共
企業体職員等共済組合、国家公務員共済組合又
は地方公務員共済組合の組合員若しくは組合員
であつた者又は被扶養者に係る公共企業体職員
等共済組合法、国家公務員共済組合法又は地方
公務員等共済組合法の規定による出産費又は配
偶者出産費の額については、なお従前の例に
よる。

第二十七号中正誤

ベ	段	行	誤	正
八	四	終	連	連
三	終	終	係	係
四	二	補	償	保
二	二	補	償	保
七	二	係	列	系
六	二	係	列	系
一	一	保	障	補
二	一	保	障	償

昭和四十四年七月二十六日印刷

昭和四十四年七月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局